

平成17年1月14日

揮発性有機化合物（VOC）排出抑制検討会  
接着小委員会 御中

接着小委員会 委員 高坂 勇次  
（日本ゴム工業会環境委員会 委員長）

### 裾切り値、規制濃度に関する意見

1月14日に開催される標記検討委員会接着小委員会に於いて検討を予定されている「裾切りの値」および「規制濃度」に関して意見をまとめました。

ご検討をお願いいたしたく、ここに提出いたします。

#### 1. VOC排出量と送・排風量の関係

ゴム工業会会員会社からの回答データについて、乾燥・焼付施設毎のVOC排出量と送・排風量の関係を散布図で作成すると付図-1の様になり、特に、VOC排出量が低い領域（100トン以下）では、排出量と送・排風量にはまったく相関が認められないことが判明した。

このような状況で、送・排出量で一括して裾切りした場合、VOC排出量が少なくても規制がかかることとなり、公平性を欠く恐れがある。

例えば、送・排風量10,000Nm<sup>3</sup>/hを裾切りとした場合、VOC年間排出量50トン/年未満の施設の約1割に規制がかかる。これを避けるためには、裾切りレベルを上げることが必要である。

一方、施設毎では相関はなかったが、層別したVOC排出量と送・排風量の関係を求めると（付図-2に示す）、送・排風量が少ない領域ではVOCの年間排出量が上下するが、送・排風量が多くなるに従い、VOCの年間排出量が多くなる傾向が認められる。

この関係から、VOC年間排出量50トン/年における平均送・排風量は約15,000 Nm<sup>3</sup>/hになり、パラツキを考慮し、少なくとも15,000Nm<sup>3</sup>/h以上を裾切りとして要望する。

裾切りを上げたことにより、規制から外れる施設については、ベストミックスに基づく業界の自主規制により削減を行う計画である。

施設毎に相関がない理由として、労働安全衛生法有機溶剤中毒予防規則で、労働者の健康被害予防の為に最低限の風速が定められているが、労働者の健康の為、風速を大きく設定されている施設が多いことが一因と考えられる。

#### 2. 濃度の規制値

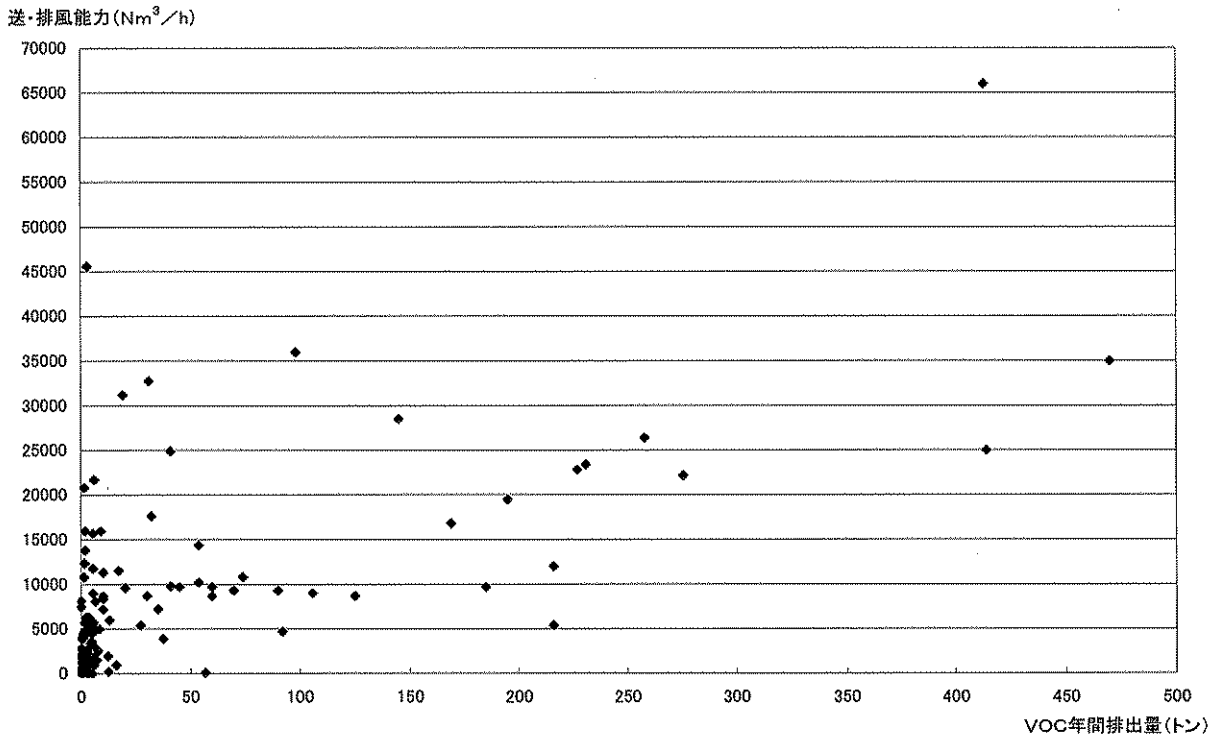
接着に係る規制対象施設の排出基準値（案）として、1,000ppmCが提案されているが、ゴム工業会から「VOC排出濃度実測データ」で提出した中には、処理後のトルエン濃度が25～450ppmの施設が存在する。ppmCは7倍になるとのことであり、換算すると175～3,150ppmCになる。

既に処理装置を設置している施設は新たに規制しないとのことであり、基準値の策定に際しては、この値を配慮戴きたく要望する。

以上

(付図-1)

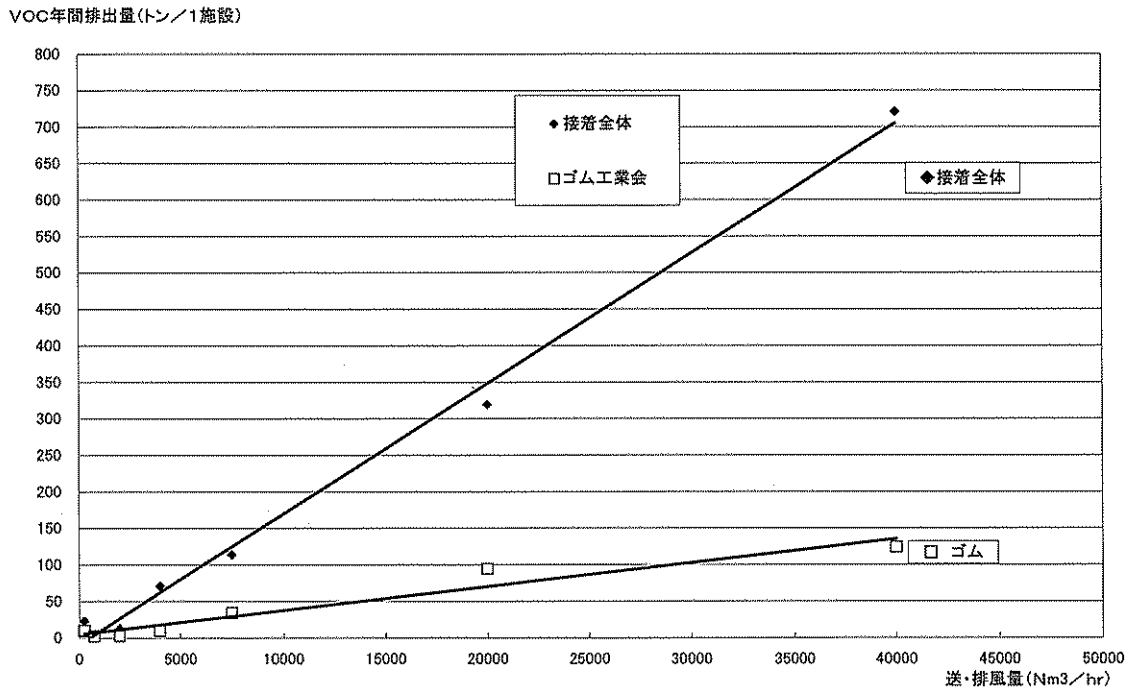
VOC年間排出量と送・排風能力 (ゴム製品製造業における乾燥・焼付施設)



(注) 送・排風能力、VOC年間排出量が同一となる施設は、複数ある場合もプロットは1つとなっている。

(付図-2)

層別したVOC排出量と送・排风量の関係 (業種別の乾燥・焼付施設)



平均VOC排出量 (トン/1施設・年)

送・排风量(Nm <sup>3</sup> /h)	500 未満	500~ 1,000 未満	1,000~ 3,000 未満	3,000~ 5,000 未満	5,000~ 10,000 未満	10,000~ 30,000 未満	30,000~ 50,000 未満
接着全体	23.6	5.1	13.1	70.8	114.3	319.5	721.2
ゴム工業会	10.4	2.8	3.0	10.0	34.4	94.3	124.3